


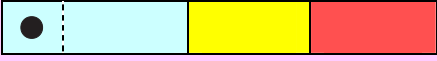


平成 28 年度健全化判断比率・資金不足比率の公表について

平成 19 年度決算から財政の健全性を表す比率（**実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率**）と公営企業の経営の健全性を表す比率（**資金不足比率**）を監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表することとなっています。

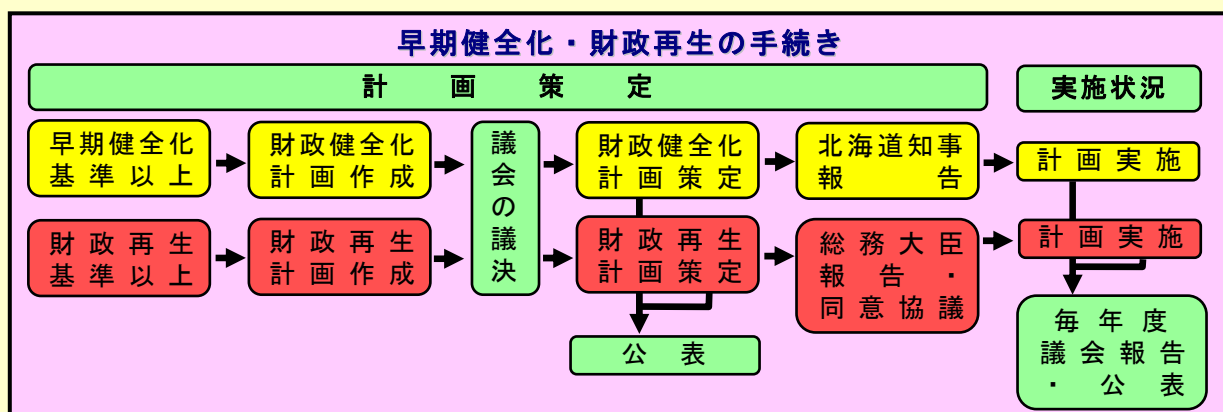
1 健全化判断比率について（早期健全化・財政再生に関する比率）

平成 28 年度健全化判断比率は、4 指標全て国の定める基準を下回る結果となり、健全な財政状況にあるといえます。（下記●算定比率）

なお、平成 20 年度決算から早期健全化基準・財政再生基準以上になった場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定しなければなりません。

指 標 名	健全化判断比率	早期健全化基準・財政再生基準	(参 考)
実質赤字比率	— (実質赤字なし)	0% 13.68% 20.00%以上 	実質収支比率 3.39%
連結実質赤字比率	— (連結実質赤字なし)	0% 18.68% 30.00%以上 	連結実質収支比率 22.26%
実質公債費比率	8.9% (3ヶ年平均)	0% 25.0% 35.0%以上 	単年度比率 26年度 7.8% 27年度 9.3% 28年度 9.8%
将来負担比率	74.6%	0% 350.0%以上 	

※健全段階(ブルーゾーン)、**早期健全化基準(イエローゾーン)**、**財政再生基準(レッドゾーン)**



(1) 実質赤字比率

一般会計等(※1)の赤字額の割合により、**財政運営の深刻度を表す比率**です。

一般会計等の実質赤字(※2)が標準財政規模(※3)に対しての比率であり、平成28年度は一般会計等の実質収支(※2)が3.39%であり実質赤字が生じていません。

※1 一般会計等・・・一般会計と町営牧場特別会計の合計

※2 実質収支、実質赤字・・・歳入総額から歳出総額を差し引いた決算額から翌年度繰越財源を引いた額が実質収支であり、マイナス状態は実質赤字

※3 標準財政規模・・・地方公共団体の標準的な財政規模を表す数値

(2) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字と黒字を合算し、町全体の赤字額の割合により、**地方公共団体としての財政運営の深刻度を表す比率**です。

全会計の実質赤字(または資金不足額)が標準財政規模に対しての比率であり、平成28年度は一般会計等及び公営企業会計以外の特別会計(※4)の実質赤字と町立中標津病院事業会計を除く公営企業会計(※5)では資金不足は生じていませんが、町立中標津病院事業会計で66,226千円の資金不足が生じています。しかしながら、全ての会計の合算では、連結実質収支比率が22.26%となり、連結実質赤字は生じないものです。

※4 公営企業会計以外の特別会計・・・国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計

※5 公営企業会計・・・水道事業会計、町立中標津病院事業会計、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額とこれに準じる額を合算し、**資金繰りの危険度を表す比率**です。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金(※6)が標準財政規模に対する3ヶ年平均の比率です。また、18.0%以上になると公債費負担適正化計画を策定し、地方債発行の際に総務大臣等の許可が必要となり、25.0%以上になると一部の地方債発行が制限されます。

※6 準元利償還金・・・公営企業債の償還に対する繰出金、一部事務組合等の地方債に対する負担金、公債費に準じる債務負担行為、一時借入金利子の合計

(4) 将来負担比率

借入金の残高や将来支払う可能性のある負担など現時点での残高の割合により、**財政を圧迫する可能性が高いかを表す比率**です。

財政健全化法の施行により新たに取り入れられた指標で、一般会計等の負担額だけ

ではなく、地方公社などの負債も含め年収の何年間分に相当するかを示す割合で、将来負担すべき実質的な負債(※7)の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

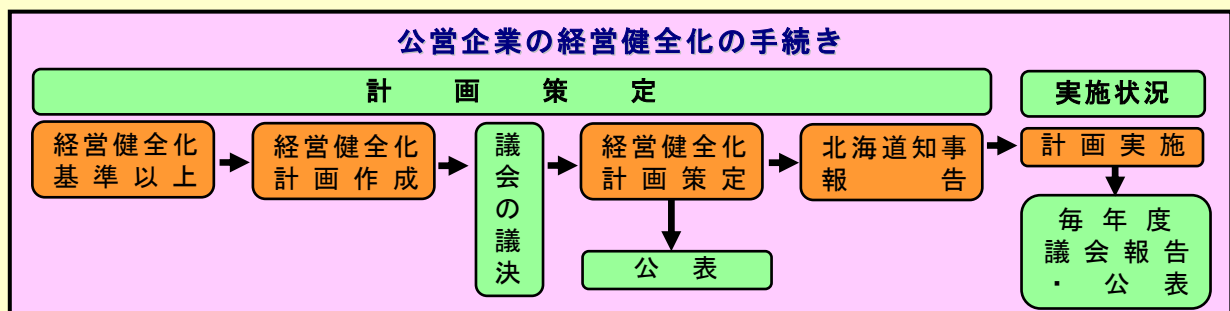
※7 将来負担すべき実質的な負債・・・地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等に対する繰出金見込額、一部事務組合等負担見込額、退職手当支給負担予定額

2 資金不足比率について（公営企業の経営健全化に関する比率）

制度開始以来、公営企業会計では資金不足が生じた会計はありませんでしたが、平成28年度決算においては、町立中標津病院事業会計で初めて66,226千円の資金不足が発生しました。資金不足比率は、2.4%で経営健全化基準内となっています。

なお、平成20年度決算から経営健全化基準以上になった場合には、経営健全化計画を策定しなければなりません。

公営企業会計	資金不足比率	経営健全化基準	(参考)
水道事業会計	— (資金不足なし)	20.0%	【法適用企業】 資金剰余额 1,447,822千円 繰越欠損金 0千円
町立中標津病院事業会計	2.4%		【法適用企業】 資金不足額 66,226千円 繰越欠損金 5,672,719千円
簡易水道事業特別会計	— (資金不足なし)		【法非適用企業】 資金剰余额 1,111千円
下水道事業特別会計	— (資金不足なし)		【法非適用企業】 資金剰余额 0千円



(1) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額と事業規模とを比較して、経営状況の深刻度を表す比率です。この比率が高くなると料金収入で資金不足を解消するのが難しくなり、公営企業として経営に問題があることとなります。